

**本号の内容**

1. 海外トピックス：ベトナム、タイ、台湾
2. 特集：ベトナムの改正付加価値税（VAT）法について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：海外からの米輸入について

1. 海外トピックス**■ ベトナム：電気料金を 4.8% 引き上げ**

ベトナム電力公社（EVN）は 5 月 10 日、電気料金の平均小売価格を 4.8% 引き上げました。料金は、工業、行政、商業、一般向けと用途毎に異なっています。工業向けの設定額は、通常時平均 1,883 ベトナムドン（約 11 円）/kWh と、平均小売価格より低いものの、電力需要が集中するピーク時は 3,453 ベトナムドン（約 19 円）/kWh となっています。

■ タイ：政府が名義貸しの取締りを強化へ

商務省は 5 月 11 日、マネー・ローンダリング防止法の改正を計画していると発表しました。改正後は、タイ人の名義貸しにより外国人等が企業を実質的に支配する行為は、前提犯罪とされ、罰則が科されます。同発表時点で、観光、不動産取引、e コマース・物流、ホテル・リゾート、農業、建設等の 6 業種約 4.6 万社が既に調査を受けています。

■ 台湾：日本産牛肉の輸入について月齢制限を撤廃

台湾の衛生福利部は 5 月 22 日、日本産牛肉の輸入について月齢制限（30 か月未満）の撤廃を発表しました。高級ブランド和牛の中には、30 か月以上の長期肥育による肉質を固有の付加価値としているものがあります。今回の制限撤廃は、これら高級ブランド和牛の生産者にとって輸出機会の拡大につながるものとみられています。

2. 特集：ベトナムの改正付加価値税（VAT）法について

ベトナムでは、商品やサービスの取引に対して付加価値税（VAT）がほぼすべてのケースで課されます。2024年11月6日、VAT制度に関する法改正（法律48/2024/QH15）が決定され、2025年7月1日から施行されました。今回のVAT制度に関する改正法（以下、「新改正法」という。）には、税率や還付要件の変更など、企業の税務処理に影響を与える重要な改定が含まれています。

本稿では、ベトナムのVAT制度の概要、新改正法における留意点、還付制度について解説します。

（1）ベトナムのVAT制度概要

ベトナムでは1999年にVAT制度が導入され、その後も改正が行われてきました。今回の改正により、2008年のVAT法（法律3/2008/QH12）などは廃止されました。以下は、改正後のVAT制度の概要です。

課税対象となる取引	ベトナムにおける生産、事業運営および消費に使用される商品およびサービス（VAT法において規定されているものは除く。）
納税義務者	VATの課税対象となる商品やサービスを製造または販売する事業所（組織、世帯、個人）。対象商品を輸入する輸入業者（組織および個人）
税率	① 非課税：土地使用権譲渡、医療サービス、生命保険等 ② 0%：輸出品・サービス（非関税区域等向けを含む）、輸出加工企業に対する建設サービス等 ③ 5%：水、生鮮食品等の生活必需品や特定のサービス等 ④ 10%(2026年末まで8%)：標準税率 ※通信、不動産取引、リース等は除外
納税額 計算方法	① 控除方式（インボイス方式） 売上VAT (Output VAT) － 仕入VAT (Input VAT) ※控除のための要件あり ② 直接方式 ※本方式を選択する日系企業は少ない。
納税の 申告時期	① 設立後12か月未満 → 四半期毎に申告し、翌月末が納付期限 ② 前年度売上額が500億ベトナムドン（約3億円）未満 → ①と同じ ③ 前年度売上額が500億ベトナムドン以上 → 月末に申告し、翌月20日が納付期限 ※ ベトナムでは12月末の決算期選択が一般的（3、6、9月の選択も可）
還付の可否 と内容	以下条件を満たす場合に還付可能 ① 新規投資プロジェクトの建設・設備導入等時に仕入VAT残高(Input VAT)が、3億ベトナムドン（約180万円）以上ある場合 ② 輸出取引をしており、輸出に関する仕入VAT (Input VAT) 残高が、3億ベトナムドン以上ある場合 → ただし還付上限は輸出額の10% ③ 解散・清算・破産など事業終了時点にある仕入VAT (Input VAT) 等

各種資料より信金中金作成

（2）新改正法における留意点

2025年7月1日、新改正法施行と同時に政令181/2025/ND-CPが施行されました。同政令は、新改正法の内容を補完するものです。その内容も含め、企業の税務処理に影響を与える可能性があるポイントとして、次のようなものが挙げられています。

① **自由貿易地域内の事業者等向け輸出サービスの適用税率（新改正法第 9 条）**

自由貿易地域（Free Trade Zone、EPE）内の事業者等への輸出サービスについて、VAT 税率 0%を適用するための要件として、「輸出生産活動のために直接提供される」ことが新たに規定されました。実施細則では、該当するサービスとして、港・空港、工場、倉庫におけるコンテナの積み下ろし、梱包、電力供給などが挙げられています。一方で、法務、会計、コンサルティング等のサービスについては、輸出生産活動に直接提供されるとはみなされず、0%税率の適用対象外であると見込まれています。

② **仕入 VAT 控除を受けるための要件（新改正法第 14 条）**

仕入 VAT（Input VAT）の控除を受けるためには、裏付けとなる請求書等の証明書が必要です。新改正法および実施細則により、500 万ベトナムドン（約 3 万円）以上（税込）の商品やサービス購入については、**非現金決済**とされその証憑が必要とされました。新改正法施行前は、2,000 万ベトナムドン（約 12 万円）以上が非現金決済と規定されていましたが、金額の基準が下げられました。これにより、**現金決済**による 500 万ベトナムドン以上の請求書は、仕入 VAT 控除を申請する際には無効となるため、注意が必要です。

③ **投資プロジェクトに関する VAT 還付請求（新改正法第 15 条）**

投資プロジェクトの進行中に発生した VAT の還付について、「プロジェクト完了日から 1 年以内に還付請求を提出する必要がある」と規定されました。プロジェクトの完了日は、収益（売上）が計上された日付とされ、試作品販売、財務運用、材料清算による収益（売上）は含まれません。還付請求の提出が遅れると還付が受けられなくなるため、期日管理を厳格に行う必要があります。

(3) VAT 還付制度と留意点

ベトナムの VAT 制度には、日本の消費税と同様に還付制度があります。還付は主に控除方式（売上 VAT(Output VAT)－仕入 VAT(Input VAT)）で行われますが、還付を受けるには多くの書類が必要です。例えば、輸出取引における還付には以下の書類が原則求められます。

- 売買契約書、委託加工契約書、サービス提供契約書
- 船荷証券（B/L）、インボイス、パッキングリスト、貨物保険書類（該当の場合）、輸出時の税関申告書
- 非現金決済に関する証憑

還付手続きは複雑であり、税務当局によっては申請から実際の還付までに数年かかるケースもあります。事業の資金繰りに影響を与えることもあり、還付の件は信用金庫取引先企業より、現地での操業にあたって苦慮する点として挙げられることの多いトピックです。書類不備等による手続き遅延のリスクを軽減すること、税務当局の方針変更や要求に迅速に対応できる体制を構築することが肝要なため、現地では、税務に関する専門家のサポートを受けることが推奨されます。

本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて当部までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 海外からの米輸入について

Q 海外から米を輸入し、販売する事業を行いたいと考えています。輸入にあたっての留意点を教えてください。

A 商業用に米を輸入する場合、食糧法、関税法等の規定に基づき、輸入納付金および関税を納めることが義務付けられているほか、植物防疫法、食品衛生法に基づいた手続きが必要となります。

■ 米の輸入時に関連する法令について

① 食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）、関税法

商業用または個人用として年間 100kg を超える米を輸入する場合、食糧法や関税法の規定に従い、輸入納付金および関税の支払いが必要です。輸入納付金は、米（もみ、玄米、精米、碎米）について 292 円/kg、関税は 49 円/kg であり、合計 **341 円 /kg** が課されます。**※ミニマムアクセス米を除きます。**

輸入納付金については、事業所等の最寄りにある農政局で手続きを行った後、金融機関で納付し、納付の証明書を取得します。

② 植物防疫法

日本へ米を輸入する際は、貨物の到着港（空港）を管轄する**植物防疫所**に申請し、通関前に輸入検査を受ける必要があります。検査にあたっては、輸出国側の政府機関による検査証明書（phytosanitary certificate）が必要です。輸入予定の米に対する検査の結果、病虫害等が付着していなければ合格となり、輸入が可能となります。

③ 食品衛生法

販売や営業目的で使用する食品等を輸入する場合、食品衛生法によって、安全性確保の観点から、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。届出は、貨物の通関場所を管轄している**検疫所**で行います。検疫所による審査の結果、検査が不要または検査の結果問題なしと判断された場合は、貨物に対して「食品等輸入届出済証」が交付されます。

以上①～③のプロセスを経た後、輸入通関手続きが行われます。輸入後も国内で販売するにあたっては食品表示法等の各種法令が関係するため、関係各所への早めの事前相談を推奨します。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。